

枚方市職員措置請求
監査結果報告書

(平成 29 年度・平成 30 年度・令和元年度の動物の飼養保管等業務委託
に係る住民監査請求)

枚方市監査委員

枚監査第 1252 号
令和 4 年 3 月 7 日

請 求 人 様

枚 方 市

監 査 委 員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	松 岡 ちひろ
同	丹 生 真 人

枚方市職員措置請求に係る監査結果について

地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、令和 4 年 1 月 25 日付けで請求のあった標記の件について別紙のとおり、その結果を通知します。

第1. 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求については、却下する。

第2. 監査の請求

1. 請求人 1 名
2. 監査請求書の提出 令和4年1月25日
3. 請求の内容

請求の要旨（原文のまま）

また、監査請求書に記載された内容のうち、契約及び支出事務に関与しておらず、監査請求の対象とならない職員の氏名については●で記載した。

平 29 年度・平成 30 年度・令和元年度の動物の飼養保管等業務委託料に関する措置請求

対 象 者：枚方市長 伏見 隆

対象職員：枚方市保健所長 白井 千香

枚方市保健所保健衛生課 松本 治子課長、安田 綾課長代理、

榊原 信介、●●●●●

- 1、違法または不当な公金の支出
- 3、違法または不当な契約の締結、履行

平成 29 年度から令和元年度 動物の保管等委託料に関する措置請求の要旨

1、請求の要旨

1) 財務会計上の行為があった日から 1 年を経過した請求する正当な理由

大阪府の職員の医療費として使用されていた事実が判明し、またありもしない事業についての請求に対し違法に支出し続けていた事実が判明し、送致数が 0 匹といった年度に関して事業内容が大幅に変更していても変更契約届を提出していなかったことが判明した。また森林組合に関しては組合の業務兼任の職員でありながら枚方市が組合の人件費を全額支払っていた事実が判明した。よって、平成 29 年から令和元年度を遡り請求する。

以上のため背任行為とし、以下の厳重処分を求める。

辞 職：伏見 隆枚方市長

懲戒免職：白井 千香保健所長、松本 治子課長、安田 綾課長代理

榑原 信介、●●●●●

及びの職員により損害賠償請求とし、

合計 金、28,412,722 円を枚方市に返還を求める。

【請求根拠の内訳】

平成 29 年度（4 月から 7 月）

大阪府

5,000 円/頭（匹）× 0 匹 = 0 円/月 × 4 ケ月 = 0 円を

実費と想定する。全額 金、6,508,646 円

平成 29 年度（8 月から 3 月）

森林組合

5,000 円/頭（匹）× 9 匹 = 45,000 円/月 × 8 ケ月 = 360,000 円を

実費と想定する。残り 金、6,173,333 円

平成 30 年度

5,000 円/頭 (匹) × 24 匹 = 120,000 円/月 × 12 ヶ月 = 1,440,000 円を
実費と想定する。残り 金、8,360,001 円

令和元年度

5,000 円/頭 (匹) × 42 匹 = 210,000 円/月 × 12 ヶ月 = 2,520,000 円を
実費と想定する。残り 金、7,370,742 円

1) 積算根拠の内訳と大幅に相違が出た場合は「変更契約手続き」を申請しないと
いけない。12 月 1 日、同市の契約課●●氏に確認した。当然、契約中に送致数が
0 頭であれば人件費・物品等は 1 銭も使用していないのだから平成 28 年度および
平成 29 年度は変更しないといけない。しかし同市は一切を怠っている。

2) 大阪府の職員の医療費に中核市の委託料が使用されていた件については枚方市
以外の中核市もそのような契約ではないと回答している。大阪府の事業内容の確認
を怠った。

3) 大阪府は、一般会計当初予算において、当該委託契約について狂犬病予防関係
費として、捕獲、登録関係費についての事業費予算を編成し、動物の飼養保管等業
務委託契約を締結している各中核市から、動物保管等の業務受託金として当該事業
費の特定財源とし収入し、当該委託契約に係る業務を実施している」と大阪府の法
務課が回答。しかしこれは虚偽である。登録・捕獲は中核市の業務である。ありも
しない業務に対し契約をし請求、特定財源とし予算を執行している。それに対し違
法に支出するのは悪質であり、民法第 96 条詐欺罪である。

4) 森林組合に関しては組合の職員であり、兼務のため同市が社会保険料込み相当
の人件費満額支払う必要がない。また平成 30 年に災害が起きて猫舎が倒壊したた
め小屋に移ったが廃材のような錆びた柵を使用しており、設備費とされている 20
万円を使用した証拠がなく領収書不存在である。錆びた柵は違反とし令和 2 年 6 月
に法令施行されたが同年 10 月 1 日時点で改善されていなかった。

意 見

大阪府および森林組合に対してほとんどが人件費とし予算が組まれていた。本来の動物のための予算が適切な飼養管理もされず、安価で粗悪なフードを与えていた。大阪府に委託していた際は動物の治療費には使用されず法外に殺処分された。市民の税金は大阪府や外郭団体を雇用する人件費のためではない。枚方市に収容された動物の命を法に順守し守るための税金である。優先順位が明らかに間違っている。同市は委託先の業務の確認も怠っており悪質であるため該当職員には厳重な処分をするべきである。

また枚方市は課長を歴代大阪府から派遣職員として雇用しているがかなりずさんな業務を続けており、公務員への信頼を失った。公益の侵害でもある。来年度よりは契約を打ち切るべきである。また現担当の枚方市の職員も適切でないため処分を検討した上、動物の担当から外すべきである。

2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

枚方市も含む行政は市民の税金を託されているはずだが、行政のやりたい放題が横行している。会計行為を含む業務において市民の安心安全を守るため託した税金であり行政のはずが、市民の税金で行政職員及び市長を守るための機関になりつつあり、悪質な業務をした職員を擁護するものと履き違えている。また監査委員は法律や当該担当課の業務をよく調べもせず結果を出していることが多々見受けられ、一定の基準で受理はするが棄却する理由にこじつけ、結果的にパフォーマンスに終わっている。もっとしっかり監査をしていれば訴訟に発展することもない。本来の行政の基本の在り方である公平公正を守らなければならない。監査はグレーに終わらせて回避するのではなく市民の税金が正しく使用されているかの監視する機関である。そのため外部の公認会計士等による専門家による監査が必要とする。

3. 請求者

住 所

氏 名

上記のとおり、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

令和 4 年 1 月 25 日

枚方市監査委員 殿

○事実証明書

- ・「事実証明証」 (平成 29 年度から令和元年度までの委託先、委託料及び各年度の収容数、送致数、譲渡数、殺処分数を記載)
- ・請求人が大阪府に対して、大阪府と中核市が契約締結している動物の飼養保管等業務委託において「契約不履行」があると通報したことに対する大阪府からの回答文書
- ・請求人から保健衛生課に「犬の登録業務」についてメールで問い合わせを行った際の保健衛生課からの回答メール
- ・「部分公開決定通知書」等 (令和 3 年 5 月 24 日付けで、請求人が大阪府動物愛護管理センターに行った行政文書公開請求に対する回答文書等)
- ・請求人が大阪府下の中核市に提出した公開質問状とそれに対する回答等 (令和 4 年 2 月 14 日の陳述の場において提出)

第 3. 監査の実施

1. 要件審査及び請求の受理

令和 4 年 1 月 25 日に監査請求書が提出され、受付を行った。

令和 4 年 2 月 3 日の監査委員協議の結果、地方自治法 (以下「法」という。) 第 242 条第 2 項に規定されている、「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を

経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」に該当するものかどうか書面による形式審査では判断できない部分があったものの、その他の部分に係る請求については法定要件を具備していると認め、提出日に遡り受理することを決定した。

2. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 4 年 2 月 14 日に陳述及び新たな証拠の提出の機会を設けた。

請求人から請求書の内容について陳述が行われ、併せて次のとおり新たな証拠の提出があり、同日付けで受理した。

(新たな証拠)

- ・ 請求人が大阪府下の中核市に提出した公開質問状とそれに対する回答等

3. 個別外部監査契約に基づく監査

本件請求において請求人は、法第 252 条の 43 第 1 項の規定に基づき、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

監査委員は、法第 196 条第 1 項の規定に基づき、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任されているところであり、本件請求の監査については、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とする、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと判断したことから、監査委員による監査の実施を決定した。

4. 監査対象事項

平成 29 年度・平成 30 年度・令和元年度の動物の飼養保管等業務委託の契約締結及び履行並びに当該契約に基づき行われた委託料の支出を監査の対象とした。

また、各年度の動物の飼養保管等業務委託の契約締結及び委託料の支払の決裁手続に直接関わりがない職員については、監査請求の対象から除外することとした。

第4. 監査委員の判断

1. 確認できた事実関係

動物の飼養保管等業務委託の所管課である保健衛生課と公金の支出を所管している会計課に照会を行い、平成29年度・平成30年度・令和元年度の動物の飼養保管等業務委託の契約日及び検収日（履行等確認日）並びに委託料の支出日について以下の回答を得た。

年度	契約期間	契約相手	契約日	検収日	支出日
平成29	平成29.4.1～ 平成29.7.31	大阪府	平成29.4.3	平成29.10.24	平成29.11.6
平成29	平成29.8.1～ 平成30.3.31	大阪府 森林組合	平成29.7.5	平成30.3.31	平成30.4.27
平成30	平成30.4.1～ 平成31.3.31	大阪府 森林組合	平成30.4.1	平成31.3.31	平成31.4.26
令和元	平成31.4.1～ 平成32.3.31 (令和2.3.31)	大阪府 森林組合	平成31.2.28 (変更契約日) 令和元.10.1	令和2.3.31	令和2.5.11

※ 令和元年度の契約期間は、契約書上は平成32年3月31日までとなっている。

※ 消費税率の改定により、令和元年10月1日に変更契約を締結している。

本件請求の対象となっている最後の財務会計上の行為が行われた日は令和2年5月11日であり、本件請求が令和4年1月25日に提出されていることから、本件請求が、請求の対象となっているすべての財務会計上の行為が行われた日から1年を経過した後になされたものであることを確認した。

2. 請求人の主張

請求人は、財務会計上の行為があった日から1年を経過して請求を行う正当な理由として、大阪府の職員の医療費として使用されていた事実及びありもしない事業についての請求に対し違法に支出し続けていた事実が令和3年6月4日付の大阪府動物愛護管理センターの情報公開により判明したこと、また、送致数が0匹といった年度に関して事業内容が大幅に変更していても変更契約届を提出していなかった事実が令和3年12月1日の本市契約課職員の話により判明したこと、さらに、森林

組合に関して、組合の業務兼任の職員でありながら枚方市が組合の人件費を全額支払っていた事実が令和3年10月1日の担当職員の話により判明したと主張している。

3. 法第242条第2項の要件に係る判断

本件請求受理後、関係資料及び請求人の陳述の監査を慎重に行った結果、次のように判断する。

正当な理由とは、法で明確に示されていないものの、平成14年9月12日の最高裁判所の判決において、「正当な理由の有無は、特段の事情がない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」と示されている。

また、ここでいう「相当の注意力を持って調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時」とは、「知りえた時点」ではなく、「客観的に知ることができるようになった時点」を意味するもので、住民であれば誰でもいつでも閲覧もしくは入手できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれた時点をいうと判示されている。

これらを本件請求について見てみると、請求人が主張する判明した事実については、相当の注意力を持って調査していれば、法が定める期間内に知ることができ、住民監査請求を行うことができたと考えられることから、請求人の主張する理由は、正当な理由として認められないと判断した。

4. 結論

以上のとおり、本件請求は監査請求期間を徒過しており、かつ、徒過したことについて正当な理由が存在しないことから、法第242条第2項に規定する要件を欠き、不適法であるので却下する。